

**犯罪被害者のための新しい権利の創設および刑の執行の改善に関する
2008年7月1日の法律第2008-644号(1)
(仮訳)**

国民議会ならびに元老院が可決し、

フランス共和国大統領が公布した法律の内容は以下の通りである。

第I章：犯罪被害者のための新しい権利の創設のための規定

第1条

刑事訴訟法典は以下のように修正する。

- 1 第706-15条の後に、第XIV編の2を以下のように挿入する。

第XIV編の2

犯罪被害者の損害賠償回収支援

第706-15-1条 – 私訴原告人であるすべての自然人は、犯罪行為から被った損害の補償として賠償を受ける最終的判決を得たにもかかわらず、第706-3条または第706-14条に準拠した賠償を得られない場合、かかる損害賠償、および第375条または第475-1条に基づく

給付金額の回収の支援を申請することができる。

かかる支援は、犯罪の加害者が制裁・賠償の刑罰、保護観察付き執行猶予、あるいは、刑の調整または仮釈放の決定の一環として、被害者の損害の賠償義務を負う場合にも申請できる。

第706-15-2条 – 有罪判決を受けた者が、損害賠償に関する判決確定日後2か月以内に、損害賠償、および第375条または第475-1条に基づく給付額を自発的に支払わない場合には、私訴原告人は犯罪被害者補償基金に回収支援の訴えを行うことができる。

時効により失権しないためには、回収支援の訴えを判決確定日から1年以内に提出しなければならない。ただし、何らかの正当な理由があれば、補償基金は失権した被害者の権利を回復させることができる。当該基金が訴えを棄却した場合には、大審裁判所所長が申請に基づくオルドナンスを発すれば、被害者は喪失した権利を回復できる。不受理とならないために、当該申請は棄却決定の翌月のうちに提出しなければならない。

被害者は、債権回収に資するような情報をすべて当該基金に知らせる義務を負う。

被害者は単独または債務者と共同で、回収の支援を受ける権利を放棄することができる。ただし、基金による管理費用および執行費用の請求権は残る。

- 2 第474条の後に、第474-1条を以下のように挿入する。

第474-1条 – 損害賠償に関して有罪判決である場合、第706-15-1条および第706-15-2条が適用されることになる。このとき、出廷して有罪判決を受けた者には閉廷後に、判決確定日から2か月以内に自発的支払がない場合に被害者からの請求があれば犯罪被害者補償基金が支払を行う可能性がある旨、および、当該基金が支援の任務として払った支出分を回収できるよう保険法典L422-9条で規定された条件の加算金を損害賠償に上乘せし、発生しうる執行費用とともに徴収する旨を知らせる。

- 3 第706-5条に以下のパラグラフを補足する。

刑事裁判機関が被害者に損害賠償を与えた一方、請求が不受理と判断される場合は、第706-15-2条の第2パラグラフに規定する期間は、委員会の決定の通知から起算する。

- 4 第706-5-1条の最終パラグラフの前に、以下のパラグラフを挿入する。

損害が確定できる状態でなく、かつ、損害賠償の権利に補償基金が異議を有しない場合、基金は手続の状況によらず被害者に補償前渡し金を支払うことができる。補償基金は補償委員会の議長にすみやかに知らせる。

- 5 第706-11条を以下のように修正する。

a) 第2パラグラフの最後の句の終わりの、「第420-1条の規定にかかわらず」との文言を削除する。

b) 最終パラグラフは以下の通りである。

国の省庁および機関、公共団体、社会保障機関、社会給付の管理を保証する機関、金融機関ならびに保険会社は、入手している情報または入手しうる情報であって基金が求償の訴えを起こすのに有益な情報を、収集し補償基金に知らせることを義務づけられている。このように収集した情報は、本条または保険法典第L422-8条が規定する以外の目的に使用してはならない。かかる情報の漏洩は禁止されている。

c) 以下のパラグラフを追加する。

犯罪の加害者が制裁・賠償の刑罰、保護観察付き執行猶予、または、刑の調整もしくは仮釈放の決定の一環として被害者の損害の賠償義務を負う場合であって、かつ、本章または第XIV編の2に基づいて被害者が当該基金から補償を受けた場合、被害者を支援する回収の任務および代位求償を行うにあたっては、かかる責務を補償基金の利益を図って遂行しなければならない。

第2条

保険法典は以下のように修正する。

- 1 L422-4条の「本法典第706-4条により設けられた委員会」の文言の後に「ならびに本法典L422-7条に規定する補償金および補償前渡し金」との文言を挿入する。
- 2 L422-1条の前に、区切りおよび標題「第1節：テロおよび犯罪被害者の補償」を挿入する。
- 3 L422-6条の後に、第II節を以下のように挿入する。

第II節

犯罪被害者の損害賠償回収支援

L422-7条 – 補償基金は私訴原告人に対し、刑事訴訟法典第706-15-1条に準拠して作成した回収支援の訴えを受領後2か月以内に、損害賠償および同法典第375条または第475-1条に基づく給付金の合計金額が1,000ユーロを下回る場合には、その全額の支払を認める。

損害賠償および同法典第375条または第475-1条に基づく給付金の合計金額が1,000ユーロ超の場合には、基金は上記の期間内に、かかる損害賠償および給付金の合計金額の30%に相当する補償前渡し金を、3,000ユーロを上限として認める。ただし、当該前渡し金の金額は1,000ユーロを下回ってはならない。

補償基金は、同法典第706-11条第1パラグラフに定める条件で、被害者の権利につき代位する。支払った補償前渡し金を上回る回収額については、補償基金は委任により処分する。

L422-8条 – 補償基金は、犯罪を原因とする損害に責任のある、または損害の全部もしくは一部を何らかの名目で保証する義務がある人から、刑事訴訟法典第375条または第475-1条に基づく損害賠償および給付金の支払を得るために有益なあらゆる権利を行使することができる。

補償基金は、同法典第706-11条の最終パラグラフが定める条件での回収支援の役割の遂行に必要な情報を提出させることができる。

L422-9条 – 補償基金が回収する金額には、損害賠償および刑事訴訟法典第375条もしくは第475-1条に基づく給付金のある料率に等しい、管理費用という名目の加算金が付け加えられる。この料率は、保険を管轄する大臣のアレテにより決定される。

犯罪の加害者が制裁・賠償の刑罰、保護観察付き執行猶予、または、刑の調整もしくは仮釈放の決定の一環として被害者の損害の賠償義務を負う場合には、共和国検事または行刑裁判官の監督下で、共和国検事または行刑裁判官もしくはその代理が定めた条件で回収した部分の金額には、管理費用名目の加算金は付け加されないものとする。ただし、基金は、場合によって発生する執行費用は回収する。

L422-10条 – 補償基金が回収した金額は、まずL422-7条に基づいて私訴原告人に支払った補償金もしくは補償前渡し金、場合によって発生する執行費用、L422-9条記載の通りの、L422-7条に基づいて私訴原告人に支払った補償金または補償前渡し金のある料率に等しい管理費用の一部の戻入れに充当する。この料率は、保険を管轄する大臣の法令により決定される。

補償金、補償前渡し金または前パラグラフ記載の費用を超えて基金が回収した金額については、基金はかかる金額に対し、L422-9条記載の管理費用の戻入れの名目で、同条の料率に等しい金額を徴収する。残額は私訴原告人に支払われる。

いかなる場合にも、基金が徴収する管理費用の合計金額は、L422-9条に基づいて算定される金額を超えてはならない。

第3条

刑事訴訟法典第706-14条の後に、第706-14-1条を以下のように挿入する。

第706-14-1条 – 第706-14条は、自らが所有するエンジン付き陸上車の火災に遭い、かつ、発生時点で登録証、車両点検および保険法典L211-1条に定める義務に関する道路交通法典の規定を満たしていたことを証明できるすべての人に、肉体的または精神的に深刻な状態にあることの立証を待たずに適用される。このとき被災者は、財産が第706-14条第1パラグラフに定める上限額の1.5倍を超えない場合には補償を受けることができる。

国の領土内で発生した場合であれば、本条は適用される。

第II章：被告人の出廷を促進し、判決の送達の有効性を改善するための規定

第4条

- I. - 一般租税法典第1018A条第3号に、以下の2文を補足する。

ただし、被告人が裁判所の召喚を知っていたことが明らかであるか、または、召喚状が本人に引き渡された場合には、有罪となった人が自ら裁判所に出頭しないなら、かかる料金は180ユーロとなる。刑事訴訟法典第411条第1パラグラフおよび第2パラグラフに定める状況があつて出廷しなかったと判定される場合はこの限りではない。有罪となった者が判決を知った日から1か月以内に手続で決定した料金の支払義務を自発的に履行した場合には、かかる加算は適用されない。

- II. - 刑事訴訟法典は以下のように修正する。

- 1 第390条に、以下の1パラグラフを補足する。

召喚状は、被告人自らが法廷に出頭しない場合、または、本法典第411条第1パラグラフおよび第2パラグラフが規定する状況にあると判定されない場合には、一般租税法典第1018A条第3号による手続で決定した料金が増額される可能性があることも被告人に通知する。

- 2 第390-1条第2パラグラフに、以下の1文を補足する。

被告人が自ら法廷に出頭しない場合、または、本法典第411条第1パラグラフおよび第2パラグラフが規定する状況にあると認定されない場合には、一般租税法典第1018A条第3号による手続で決定した料金が増額される可能性があることも被告人に通知する。

第5条

刑事訴訟法典第559条の後に、第559-1条を以下のように挿入する。

第559-1条 – 令状が判決の送達である場合、執行官は検察官または私訴原告人による請求から45日以内に、第555条から第559条に規定する必要な手続を達成しなければならない。かかる期間が経過した場合は、執行官は送達を遂行できなかった旨を検察官に通知しなければならない。この場合、検察官は第560条に規定する方法に従って送達手続を行わせることができる。

共和国検事は第1パラグラフに定める期間を申請書で最長3か月までとすることができる。

第6条

- I.- 刑事訴訟法典第558条第2パラグラフから最終パラグラフは、以下の通りとする。

表記の住所が本当に当事者の住所である場合、執行官は令状に必要な手続および確認事項を記載し、受取証明付き書留郵便で当事者に遅滞なく通知する。当事者に、当事者または特別な委任を受けた人ができるだけ早く、法廷執行官の事務所で受領証または欄外への署名と引き換えに送達した令状の写しを引き取らなければならない旨を伝える。令状が度重なる不出頭により下された決定の送達である場合は、書留郵便に送達した書面の性質および召喚期日を記載する。当事者が署名した受取証明により当人が執行官の書留郵便を受け取ったことになる場合には、法廷執行官の事務所に寄託された令状が引き渡されたのと同じ効果が生じる。

執行官は、当事者が普通郵便で書面の写しを送るか、または、令状の写しを受領証もしくは欄外への署名と引き換えに引き取る目的で当事者が執行官の事務所に出席するように促す不在通知を当事者の住所に残すことができる。写しと不在通知には受領証も添付し、受取人が当該受領証に署名した上で郵便により転送するか執行官の事務所に寄託するように促す。執行官が不在通知を残す場合は、当人宛に普通郵便も送付する。

当該受領証が返送されてきた場合には、法廷執行官に寄託された令状を当人に手渡したのと同じ効果が生じる。

令状が裁判所への召喚状である場合には、第3パラグラフまたは第5パラグラフに適用された効果を生じさせることができるのは、一方で、期日が、当事者が受取通知書に署名した日、受領書が返送された日、または、当人が執行官の事務所に出席した日にあたる場合に、他方で、軽罪または違警罪裁判所に出席すべきとされている日付が、第552条により当事者の住所の遠さを考慮して決定した日とせめて同じ日である場合に限り。

- II.- 同法典第270条第2パラグラフの「かかる住所の役場で」の文言、ならびに、第492条第1パラグラフおよび第498-1条第1パラグラフの最初の文章の「役場で」の文言を「法廷執行官の事務所で」に置き換える。

第7条

刑事訴訟法典は以下のように修正する。

- 1 第551条第4パラグラフは以下の通りとする。

私訴原告人の請求で交付される場合、自然人であれば氏名、職業、現住所または選定住所を、法人であれば形態、名称、本社所在地および法的に当該法人を代表する機関を記載する。

- 2 第552条の最終パラグラフは以下の通りとする。

かかる期間は、召喚された当事者が海外に居住している場合、滞在地が欧州連合加盟国であれば1か月、その他の場合であれば2か月延長される。

- 3 第555条の後に、第555-1条を以下のように挿入する。

第555-1条 – 当人が拘留されている場合には行刑施設長、刑事裁判機関にいる場合には裁判所書記または司法官による決定の送達は、執行官の令状による送達に相当する。

第III章：罰金刑および運転免許証の停止または取消しの執行改善のための規定

第8条

刑事訴訟法典第530-3条の後に、第530-4条を以下のように挿入する。

第530-4条 – 定額罰金加算の対象者は、違反の事実には異議はないが経済的困難のため支払猶予または恩赦による減免を請願する場合には、検事局付属吏に加え国庫収入役にも理由を付した申請書を提出するものとする。

この場合には第529-10条は適用しない。

国庫収入役が申請を正当とみなした場合、支払猶予を認めるか、または、必要と認めた場合には第707-4条に従って支払うべき金額の20%の減額を適用し、恩赦による一部もしくは全額の減免を決定することができる。

第9条

道路交通法典第L322-1条第1パラグラフ第1文の「かつ、当該違警罪犯は全国登記ファイルに登録された住所にもはや住んでいないと認めた場合、国庫収入役は」を「、国庫収入役は」に置き換える。

第10条

道路交通法典第L225-4条は以下の通りとする。

第L225-4条 – 司法機関、司法警察官であって司法命令執行の担当または明白性捜査において活動を行う者、運転免許証に関する権限行使における県内の国家の代表者、憲兵隊の軍人、および本法典を適用して道路管理を行う資格を有する国家警察の公務員は、L225-1条に基づいて登録されている情報に直接アクセスする権限を有する。

第11条

刑事訴訟法典第707-2条の第1パラグラフおよび第2パラグラフは以下の通りとする。

軽罪または違警罪については、有罪となったすべての者は、一般租税法典第1018A条による手続で決定した料金を、必要な場合には支払を宣告された罰金の額とともに支払う義務を、判決言渡しの日から1か月以内に履行することができる。有罪となった者が、罰金額または手続で決定した料金を前第1パラグラフで規定する条件で支払う場合には、20%減額する。ただし、かかる減額は1,500ユーロを超えないこととする。

第IV章：諸規定

第12条

本法は、発効後3年以内に国会による新たな包括的検討の対象とされる。

第13条

I.- 第4条のIおよび第9条を除き、本法はワリス・エ・フトゥナ諸島、仏領ポリネシアおよびニューカレドニアに適用される。

II.- 刑事訴訟法典第VI編は、第IV編を以下のように補足する。

第IV編

「サン・バルテルミ島およびサン・マルタン島の自治体に適用する特別規定」

第935条 – サン・バルテルミ島およびサン・マルタン島には本法典を以下のように適用する。

1 「県」という文言を「自治体」に読み替える。

2 本法に現地に対応する規定がない場合は、サン・バルテルミ島およびサン・マルタン島に当てはまらない規定についての本法の文言を、同じ対象に現地で適用されている規定の文言と読み替える。

III.- 保険法典を以下のように修正する。

1 第L422-6条は以下の文言とする。

第L422-6条 – 第L422-1条から第L422-5条は、ワリス・エ・フトゥナ諸島、仏領ポリネシアおよびニューカレドニアに適用される

2 第L422-6条の後に、第L422-11条を以下のように挿入する。

第L422-11条 – 第L422-7条から第L422-10条は、ワリス・エ・フトゥナ諸島、仏領ポリネシアおよびニューカレドニアに適用される

第L422-7条をワリス・エ・フトゥナ諸島、仏領ポリネシアおよびニューカレドニアで適用するにあたっては、損害賠償ならびに刑事訴訟法典第375条および第475-1条に基づく給付の合計額は、交換価値を考慮した現地通貨建とする。

IV. 道路交通法典を以下のように修正する。

1 第L243-1条第1パラグラフの前に、以下のパラグラフを挿入する。

第L225-4条をニューカレドニアで適用するにあたっては、「県」という文言を「自治体」に読み替える。

2 第L244-1条第1パラグラフの前に、以下の項目を挿入する。

第L225-4条を仏領ポリネシアで適用するにあたっては、「県」という文言を「自治体」に読み替える。

3 第L245-1条第1パラグラフの前に、以下の項目を挿入する。

第L225-4条をワリス・エ・フトゥナ諸島で適用するにあたっては、「県」という文言を「自治体」に読み替える。

第14条

I.- 本法律は第1条から第3条を除き、直ちに適用されるものとする。

II.- 第1条および第2条は、本法律公布日から3か月目の最初の日から、すべての裁判上の決定に適用される。

III.- 第3条は、本法律公布日から3か月目の最初の日以降に行われた犯罪に適用される。

IV.- 本法律以前の旧刑事訴訟法典第558条に従ってなされた市町村送達は、2008年12月31日まで効力を有する。

本法は国家の法律として施行されるものとする。

2008年7月1日 パリ

ニコラ・サルコジ

フランス共和国大統領
首相
フランソワ・フィヨン
経済・産業・雇用大臣
クリスティーヌ・ラガルド
国璽尚書、司法大臣
ランダ・ダチ

(1) 準備作業および関係文書：法律第 2008-644 号

国民議会：

法律第 575 号の提出

法律委員会代表、エティエンヌ・ブラン (Etienne Blanc) 氏の報告 第 610 号

2008 年 1 月 17 日 審議および可決 (TA 第 84 号)

元老院：

国民議会が可決した法案の提出 第 171 号 (2007 年から 2008 年)

法律委員会代表、フランソワ・ゾチェット (François Zocchetto) 氏の報告 第 266 号 (2007 年から 2008 年)

2008 年 4 月 15 日 審議および可決 (TA 第 74 号)

国民議会：

元老院が修正した法案の提出 第 813 号

法律委員会代表、エティエンヌ・ブラン (Etienne Blanc) 氏の報告 第 966 号

2008 年 6 月 19 日 審議および可決 (TA 第 163 号)